

第4期上士幌町地域福祉計画

【令和3年度～令和7年度】



上士幌町

はじめに

近年、少子高齢化の進展やひとり暮らし世帯の増加など社会構造が大きく変化し、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化から、家族同士や身近な地域での交流や結びつきが希薄になってきています。

本町においても地域における福祉サービスに対するニーズは多様化しており、従来の福祉サービスでは対応しきれない、制度の狭間の問題を抱えている方も徐々に増えてきています。

誰もが住み慣れた地域で安心し、心豊かな生活を送ることができる地域社会の実現がよりいっそう求められております。

町では、これまで地域福祉を推進し町民の皆様が健康で安心して暮らせる町を目指していくための計画として、平成18年度より「上士幌町地域福祉計画」を策定しています。

このような中、社会福祉法が令和2年6月に改正され、地域福祉の理念や市町村において社会情勢の変化に見合った支援体制構築の必要性などが規定されたため、計画の見直しを行い、このたび「第4期上士幌町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、第3期計画に引き続き「ひとづくり」「地域づくり」「仕組みづくり」を3つの柱として、「みんながつながり みんなで支え合い 誰もが安心して自立して暮らせる 温もりのあるまち」の実現を目指して、自助・互助・共助・公助が重なり合いながら、分野横断的に施策を展開していくこととしています。

結びに、貴重なご意見とご提言を頂きました「第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

上士幌町長 竹中 貢

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	
1 上士幌町の統計からみる現状	5
（1）人口と世帯数	5
（2）子どもと家庭の状況	8
（3）障がいのある人の状況	9
（4）要支援・要介護認定数と認定率	12
（5）生活困窮者の状況	13
2 意見聴取などから見える地域福祉の課題	14
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1 基本理念	16
2 基本目標	16
第4章 計画の推進にあたって	
1 施策の体系	18
2 施策の展開	19
基本目標1 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり	19
基本目標2 みんなで支え合う 地域づくり	22
基本目標3 誰もが安心して暮らせる 仕組みづくり	27
3 計画の進行管理	33
資料	
1 第4期上士幌町地域福祉計画の策定経過	34
2 第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱	36
3 第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿	37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化や核家族化とともに何らかの助けや支援を必要とする方々が増えてきており、本町においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、核家族世帯数が増加すると見込まれています。また、核家族化による家族間の希薄化や個人の価値観及び生活スタイルの多様化などによる近所づきあいの希薄化も見られています。

このような背景から、地域には高齢者や子育て世帯、ひきこもり、健康や介護、育児に対する不安とストレス、就労で悩んでいる人などさまざまな生活課題があり、これまでの分野別の制度だけでは対応が難しくなっています。

住み慣れた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることができる環境を作るためには、行政のみならず、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、医療法人、介護サービス事業者、商工業者など、地域に関わるすべての人々が地域課題について「他人ごと」ではなく「我がこと」として取り組み「助け合い」、「支え合う」地域づくりが必要です。

本計画は、町の基本計画である第5期上士幌町総合計画のもと、地域福祉分野を中心とした基本方針を示す計画書です。

総合計画が目指す「健康で安心して暮らせるまち」の実現を目指して、「第4期上士幌町地域福祉計画」を策定しました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、個人や家族が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、一つの法律や福祉制度では対処できないような複合的な課題及び公的制度の枠組みにあてはまらないような課題を地域の人と人とのつながりで、お互いに助け合い、解決していく仕組みをつくっていくことです。

【社会福祉法（抜粋）】

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域福祉のイメージ

子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような地域をつくるためには、個人とその家族が努力（自助）しながらも、自助では困難な課題を、地域の中で住民同士が助け合い（互助）、社会保険制度や介護保険制度（共助）、公的なサービス（公助）との連携によって、解決していく取り組みが必要となります。

■自助...自分や家族による援助努力。

→自分でできることは自分でする。家族で協力できることは家族で援助する。

■互助...地域における住民同士の助け合い、支え合い。

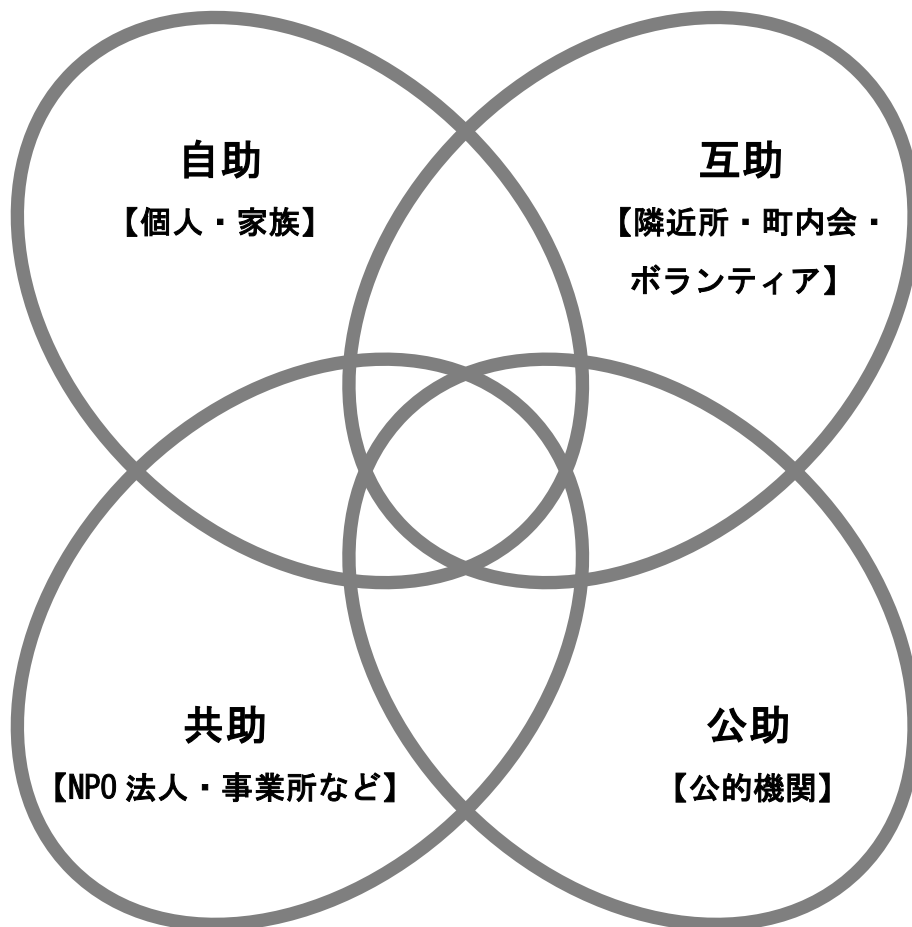
→隣近所、町内会、ボランティアによりお互いに助け合い、支え合う。

■共助...制度化された相互扶助。（社会保険制度、介護保険制度）

→NPO 法人、事業所などによりサービスの提供を行う。

■公助...公的な制度によるサービスの提供。

→支援を必要とする人やその家族などへの保健・福祉・医療その他の行政サービスの提供を行う。



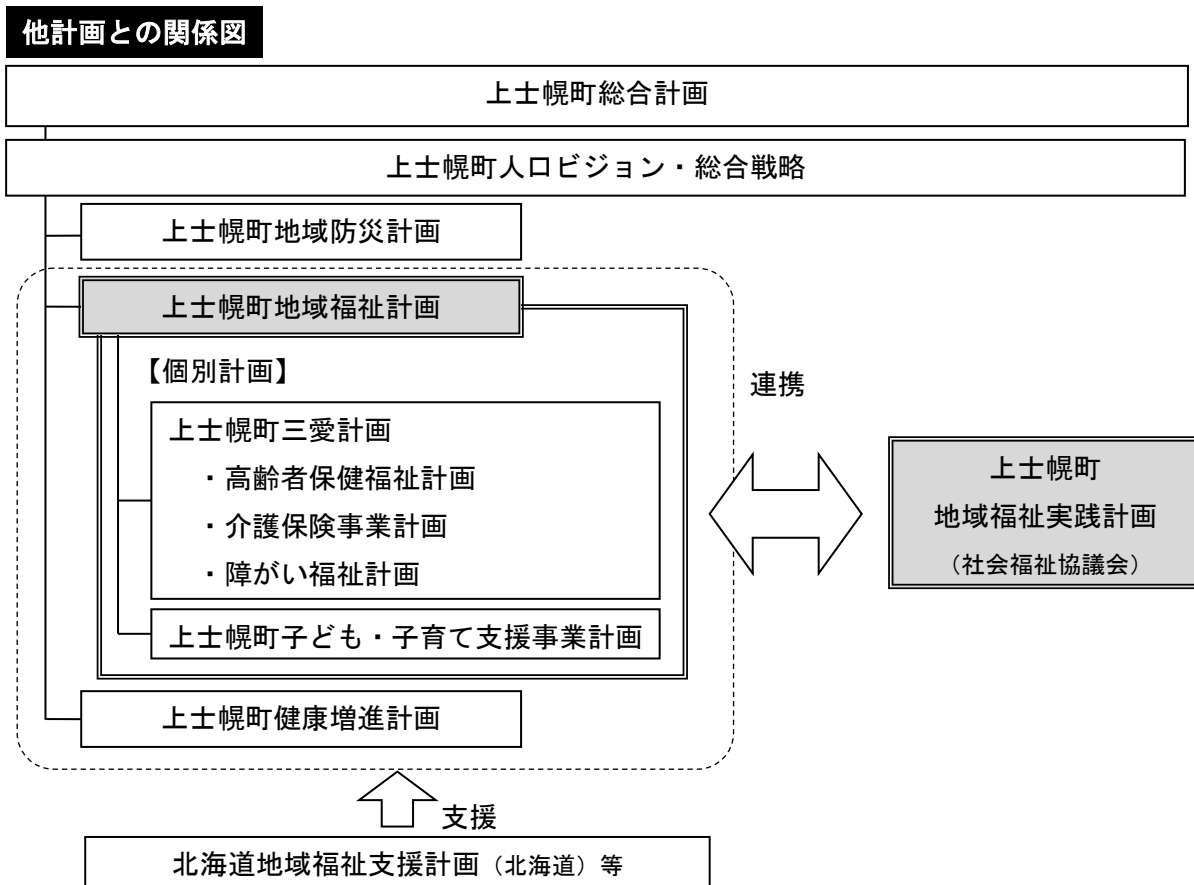
3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけるものであり、第5期上士幌町総合計画を上位計画としています。本町における福祉関連の個別計画である「上士幌町三愛計画」、「上士幌町子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として策定するものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画としても位置付けています。

同時に、町民の活動計画として上士幌町社会福祉協議会が策定している「第6期上士幌町地域福祉実践計画」との整合性を図っています。

本町が目標とする地域福祉を実現するため、基本的な方向性と具体的な施策の展開を示すもので、本町の地域福祉推進において中核的な役割を果たす計画です。



【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度を計画期間とする5か年計画です。

	年 度														
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
上士幌町総合計画		第5期										第6期			
上士幌町地域福祉計画	第2期				第3期				第4期						
上士幌町高齢者保健福祉計画		第5期			第6期			第7期			第8期		第9期		
上士幌町介護保険事業計画		第5期			第6期			第7期			第8期		第9期		
上士幌町障がい福祉計画		第3期			第4期			第5期			第6期		第7期		
上士幌町子ども・子育て支援事業計画					第1期				第2期						
上士幌町健康増進計画	第1期		第2期				第3期								

※現計画期間

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・福祉分野の各関係団体からの代表者14名により構成される「第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会（以下、策定委員会）」を設置し、審議を行いました。なお、策定委員会は、「地域福祉実践計画策定委員会（社会福祉協議会所管）」と合同で行い、令和2年7月から計3回開催しました。

また、各団体等へ意見聴取を行うとともに、「上士幌町三愛計画」や「上士幌町子ども・子育て事業計画」で行ったアンケートや意見聴取の内容を本計画に反映させています。

さらに、本計画（案）を町ホームページなどで公表し、パブリックコメントの募集など、広く町民の意見や提案を計画に反映するよう努めました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 上士幌町の統計からみる現状

(1) 人口と世帯数

ア. 人口の推移

本町の令和2年10月1日現在の人口は、住民基本台帳上で4,849人となっています。（外国人135人含まず）年間の自然減は60人程度、自然増は30人程度ですが、移住政策などにより、人口の減少は抑えられています。

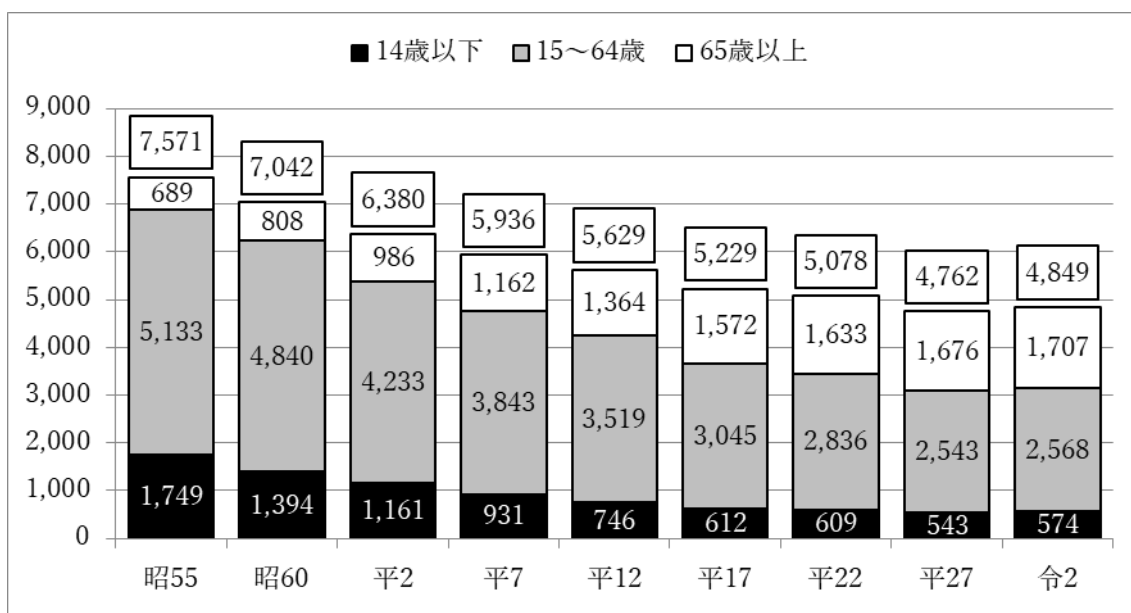
人口のピークは、戦後の高度経済成長期に突入した昭和30年で13,608人（国勢調査）が生活していました。翌年に糠平ダムが竣工し、鉄道や道路などの工事も少なくなると、滞在人口並びに通い人口も減少してきました。

イ. 人口構成比の推移

本町の令和2年10月1日現在の年齢区分別人口構成比は、「15歳未満」が574人で人口の11.8%、「15～64歳」が2,568人で53%、「65歳以上」が1,707人で35.2%です。

人口の推移

(単位：人)



※出典：国勢調査（令和2年は住民基本台帳10月1日現在）

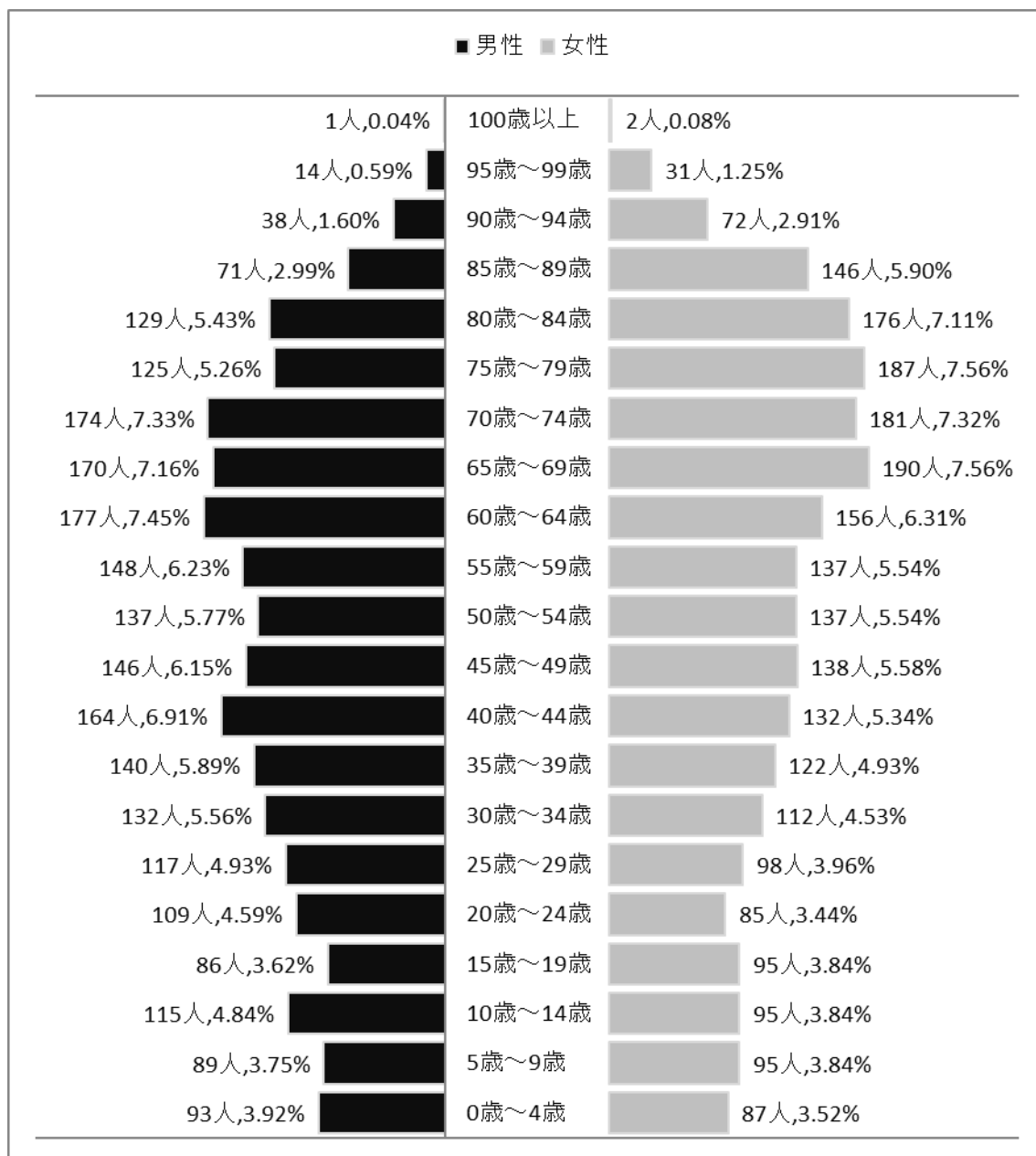
ウ. 年齢別の人口

年齢別の人口は、65～69歳が最も多く、360人で全体の7.42%となっています。

男性の人口は2,375人、女性の人口は2,474人です。

5階層別・男女別の人口構成人数・割合

(単位：人)



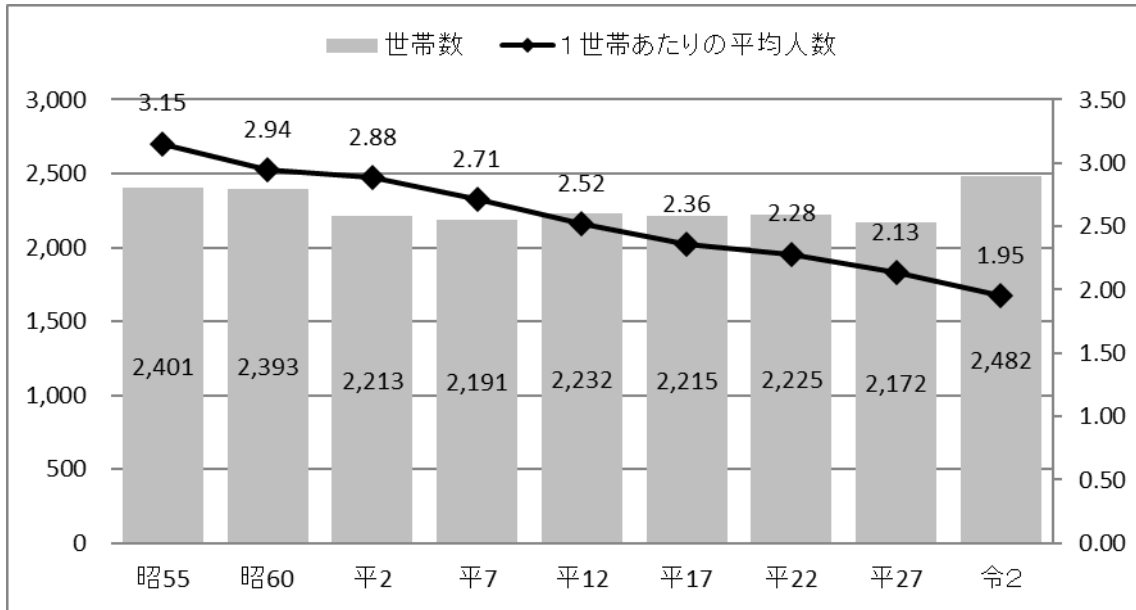
※出典：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

エ. 世帯数の動向

世帯数は、増加していますが、1世帯当たりの人数が減少しています。単身者世帯の転入や単身高齢者の増加が考えられます。

世帯数の推移

(単位：世帯)



※出典：国勢調査（令和2年は住民基本台帳10月1日現在）

高齢者世帯数の推移

(単位：世帯)

年	総世帯	65歳以上の高齢者		単身世帯	在宅単身		備考
		世帯	比率		世帯	比率	
平28	2,385	1,225	51.36%	525	454	19.04%	「在宅単身」については、単身世帯から施設入所者を除いた数
平29	2,428	1,244	51.24%	547	474	19.52%	
平30	2,449	1,234	50.39%	551	482	19.68%	
令1	2,443	1,223	50.06%	558	511	20.92%	
令2	2,485	1,227	49.38%	581	508	20.44%	

※出典：保健福祉課（基準日：10月1日）

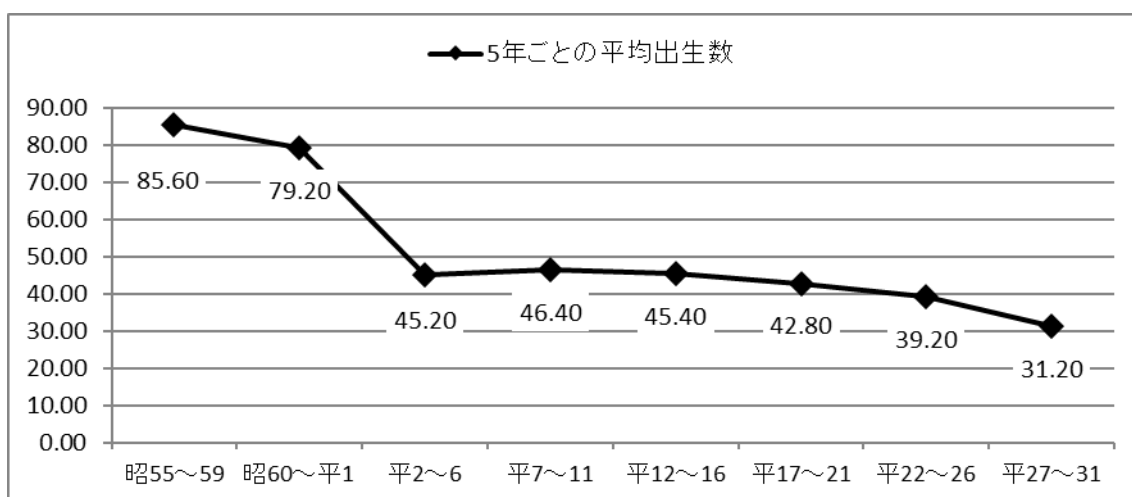
(2) 子どもと家庭の状況

ア. 5年ごとの平均出生数と過去10年の出生数の推移

5年平均出生数は、減少傾向。

5年ごとの平均出生数の推移

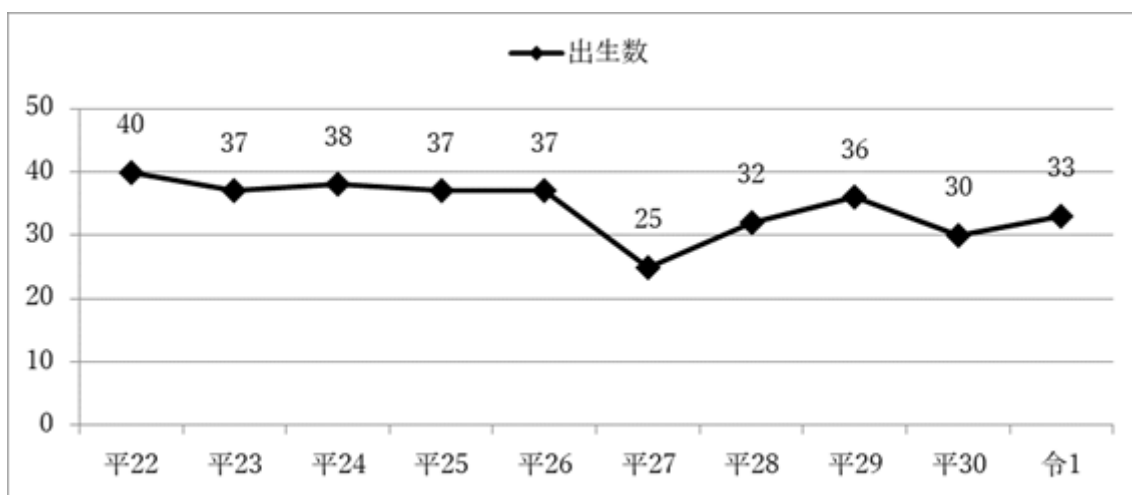
(単位：人)



※出典：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

過去10年の出生数の推移

(単位：人)



※出典：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

イ. 児童扶養手当受給世帯数と対象児童数の推移

児童扶養手当受給世帯数及び対象児童数については、ほぼ横ばいの件数となっています。

※児童扶養手当は、ひとり親世帯などの児童のために支給される手当で所得制限があります。

児童扶養手当受給世帯数と対象児童数の推移

(単位：世帯/人)

	平 28	平 29	平 30	令 1
児童扶養手当受給世帯数	41	36	39	40
対象児童数	61	60	58	59

※出典：保健福祉課（毎年12月31日現在）

(3) 障がいのある人の状況

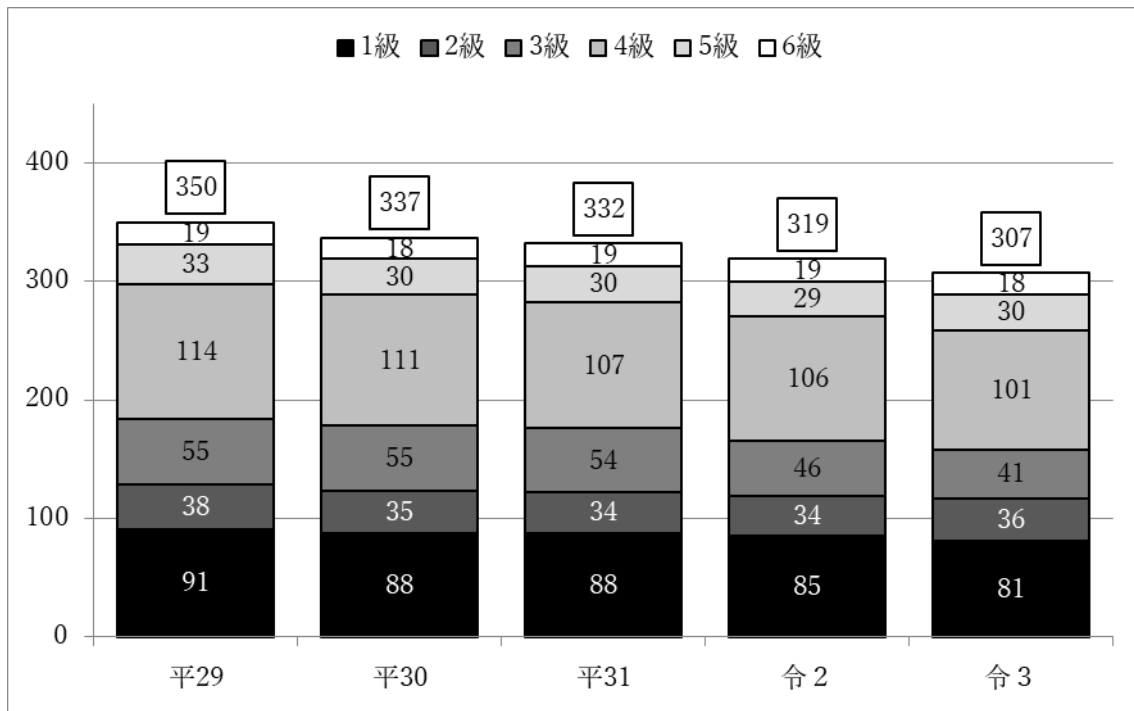
ア. 身体に障がいのある人

身体障害者手帳交付者数の推移については、僅かながら減少傾向にあります。その内訳は、4級の人が最も多くなっており、次いで1・2級の重度の障がいのある人となっています。

また、令和3年1月1日現在の障がい種別では肢体不自由が最も多い状況となっています。

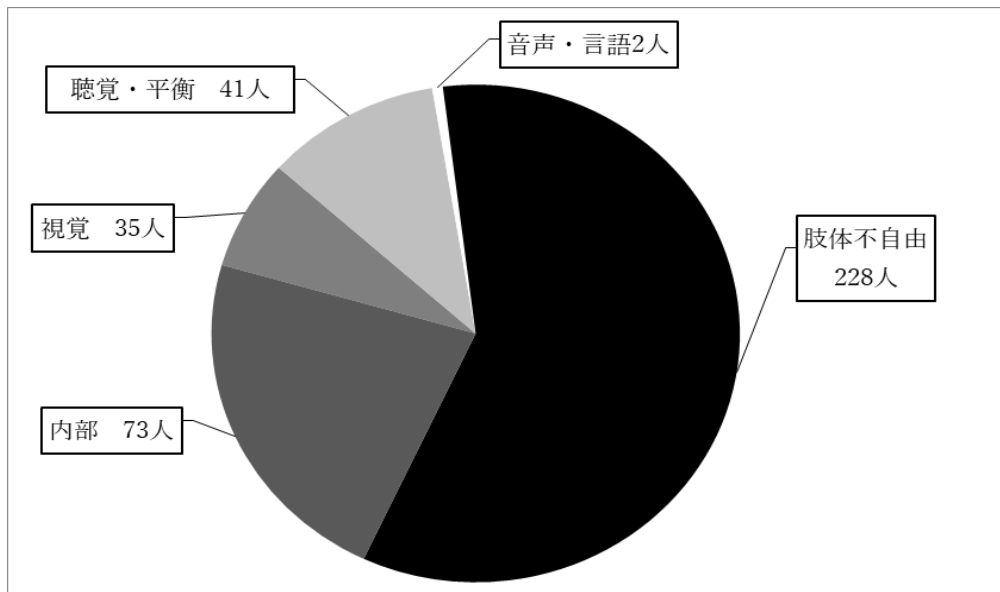
身体障害者手帳種別内訳の推移

(単位：人)



※出典：保健福祉課（毎年1月1日現在）

身体障がい種別内訳



※出典：保健福祉課（令和3年1月1日現在）

イ. 知的障がいのある人

療育手帳交付者数に大きな変動は、ありません。

程度別では、療育手帳B（中度・軽度）の人が療育手帳A（最重度・重度）より若干多くなっています。

療育手帳交付者数の推移

（単位：人）

年	交付者数	A(重度)		B(中度・軽度)	
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
平 29	67	2	23	10	32
平 30	66	2	22	11	31
平 31	68	2	22	9	35
令 2	67	2	22	11	32
令 3	70	2	22	12	34

※出典：保健福祉課（毎年1月1日現在）

ウ. 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の過去5年は、横ばいとなっており、2級の人が半数を占めています。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者証所持者は、60人前後で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(単位：人)

年	交付者数	1級		2級		3級	
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
平29	24	0	4	0	13	0	7
平30	21	0	5	0	11	0	5
平31	21	0	5	0	11	0	5
令2	21	0	4	0	10	0	7
令3	23	0	5	0	10	0	8

※出典：保健福祉課（毎年1月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

(単位：人)

	平28	平29	平30	令1
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数	56	62	70	56

※出典：保健福祉課（毎年3月31日現在）

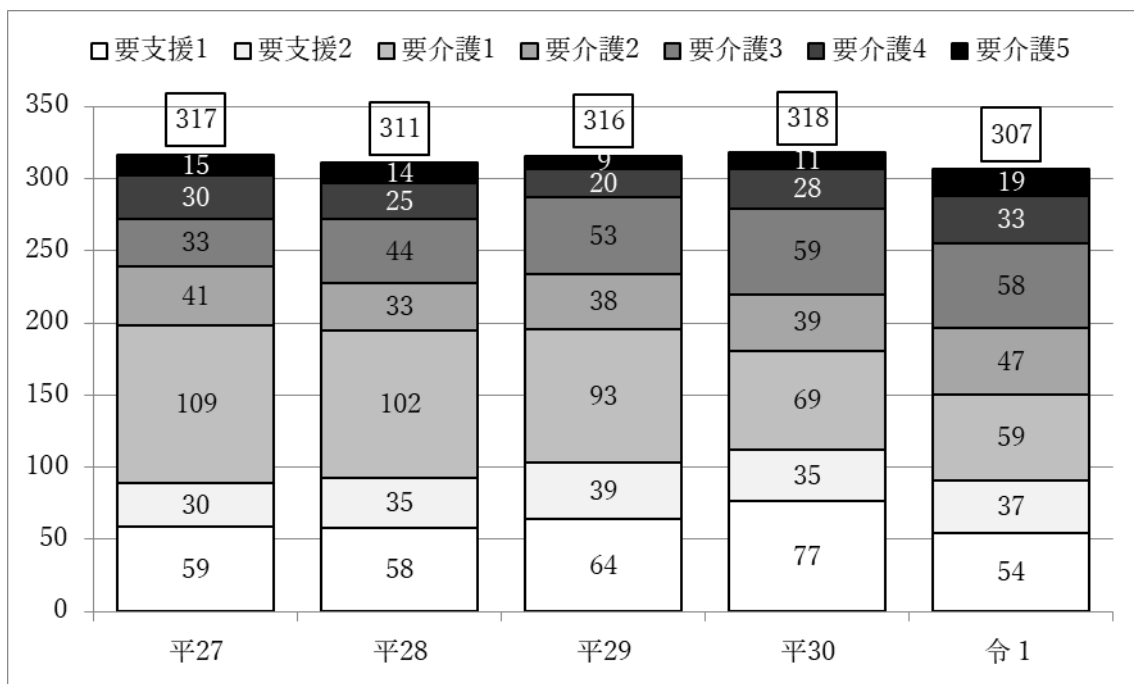
(4) 要支援・要介護認定数と認定率

ア. 要支援・要介護認定数と認定率

65歳以上の高齢者のうち、介護を必要とする要介護・要支援認定者数は、次のとおりです。
要介護2以上の方が、徐々に増えています。認定率の全国平均は、20.36%、全道平均は18.81%、本町は、18.05%となっています。

要支援・要介護認定数

(単位：人)



※出展：保健福祉課（毎年12月31日現在）

要支援・要介護認定率【年度別】

(単位：%)

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 1
町	18.76%	18.05%	18.33%	18.64%	18.05%
北海道平均	18.35%	18.34%	18.01%	18.30%	18.81%
国平均	19.78%	19.88%	19.46%	19.82%	20.36%

※出展：保健福祉課

(5) 生活困窮者の状況

ア. 生活保護世帯の内訳と推移

生活保護世帯については、世帯数に大きな変動はなく、60世帯程度で推移していますが、十勝管内では依然として高い保護率となっています。

生活保護世帯の推移

(単位：世帯、人、%)

	本町			十勝管内の平均保護率
	世帯数	人数	保護率	
平 28	58	71	13.9	12.2
平 29	58	73	14.9	11.9
平 30	64	82	16.8	12.2
令 1	61	81	16.3	12.4
令 2	57	75	15.1	11.9

※保護率‰(パーミル) = 被保護人員 ÷ 総人口の 1,000 に対する割合

※出展：十勝総合振興局(毎年12月31日現在)

(令和2年については、10月31日現在)

2 意見聴取などから見える地域福祉の課題

各団体における意見聴取の結果や日常圏域ニーズ調査（三愛計画）等の内容から地域福祉の課題について次の4つに整理しました。

課題1 地域活動における担い手の不足

意見聴取などの結果では、行政区や老人クラブ、ボランティアなどの地域活動における活動者の固定化・高齢化、また役員のなり手がいないなどの意見が多数挙げられています。

参加者の減少は、地域コミュニティ活動の停滞と地域福祉活動の基盤の弱体化につながります。

福祉サービスに対する需要は今後、ますます複雑多様化すると考えられることから、それを支える地域の担い手を確保するために、地域福祉の普及・啓発を推進し、世代にとらわれない新たな担い手の発掘や取り組みやすい仕組みづくりが必要です。

課題2 高齢者等の足の確保と除雪対策

高齢者の移動対策として高齢者等福祉バスを運行し、通院や買い物、サークル活動などに利用されています。要望によりルートの変更やバス停の増設などを行いながら運行していますが、近年農村地区の利用者の減少や、バス停や時間帯が使いづらい、買い物に不便など意見が寄せられています。免許の返納や高齢化の進展による交通弱者への対応として移動支援についても検討していく必要があります。

また、除雪対策については、除雪ボランティア制度や高齢者等の除雪費の助成事業を行っています。今後も、わかりやすい制度の周知により除雪への不安をやわらげることが必要です。

課題3 交流の場の充実

多世代や隣近所、移動手段がなくても身近で気軽に集まれる場所が少ない、男性のサロン参加者が少ないなど交流の場についても意見が出されています。サロンの活動は、地域の高齢者が気軽に楽しく参加できる交流の場であり、情報交換や安否確認などの場としても機能しています。

普段から、地域でのつながりを大切にし、生きがいを感じられるような交流の場の創出・充実を図ることが必要です。

課題4 複合化した課題や制度の狭間にある世帯の支援

高齢の親が働いていない独身の子を養う「8050問題」※1、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」など複合的な生活課題を抱える世帯や、「引きこもり」「ゴミ屋敷」など既存の制度に

位置付けられていない狭間の問題を抱える世帯が全国的にも増加しています。

こうした複合的・複雑化した問題や制度の狭間にある課題を抱える方へ、必要な支援が提供できるように包括的な相談体制を構築し、関係機関や地域の各団体等と連携しながら問題を重層的支援※2により解決する仕組みを検討します。

※1 「8050 問題」・・・80 代の親が 50 代の引きこもりの子を扶養している世帯。収入源が親の年金のみのため、医療や介護の支出が増えると家計が破綻するなど様々な問題に派生していく。

※2 重層的支援・・・地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための「相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うこと。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画は、第5期上士幌町総合計画に掲げる「健康で安心して暮らせるまち」を基本に、「みんながつながり みんなで支え合い 誰もが安心して自立して暮らせる 温もりのあるまち」を目指します。

**みんながつながり みんなで支え合い
誰もが安心して自立して暮らせる 温もりのあるまち**

2 基本目標

基本理念を実現していくために、町民、町内会、行政、関係団体、事業者などが連携し、それぞれの役割に基づく協働を進めながら、誰もが自立した生活を送り、自らも地域の担い手になるよう、互いに連携し、ともに支え合う意識づくりが必要となります。

また、この町で暮らすさまざまな人々が、互いにもつ多様な個性を認め合い、互いの立場を尊重し理解し合っていくことが必要であり、それは、人権の尊重にも繋がっていきます。

次に掲げる3つの基本目標は、「温もりのあるまち」を実現するためのキーワードとなるもので、取り組みの方向性を示すものです。

基本目標1 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり

誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を実現するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みも必要です。学習機会や地域住民が集う交流を通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解を深めることはもとより、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の発掘や育成を行うとともに、自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを行います。

基本方針

- 1 福祉意識の醸成と啓発
- 2 担い手の発掘と育成

基本目標2 みんなで支え合いつながる 地域づくり

高齢者や障がいのある人などの自立した生活を支えていくためには、地域の見守りや日常生活の支援が必要となります。住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心していきいきと暮らせるよう、社会参加しやすい環境づくりも必要です。それは、高齢者や障がいのある人に限らず、子どもをもつ親や介護をしている方にもあてはまります。

町民一人ひとりが優しく思いやりの心を持ち、互いに尊重し合い、助け合い、支え合う地域づくりを行います。

基本方針

- 1 安全で安心な環境づくり
- 2 町民の交流と社会参加の促進

基本目標3 誰もが安心して暮らせる 仕組みづくり

福祉ニーズが多様化している中、町民が安心して暮らし続けることができるまちをつくるために、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、利用者が自分に合った福祉サービスを選択でき、安心して利用できる仕組みづくりを行います。

また、地域福祉における行政と専門機関などのネットワークを強化し、多方面からの見守りと福祉サービスの提供を行っていきます。

基本方針

- 1 情報提供と相談支援体制の充実
- 2 福祉サービスの充実
- 3 地域福祉ネットワークづくり

※感染症の対応について

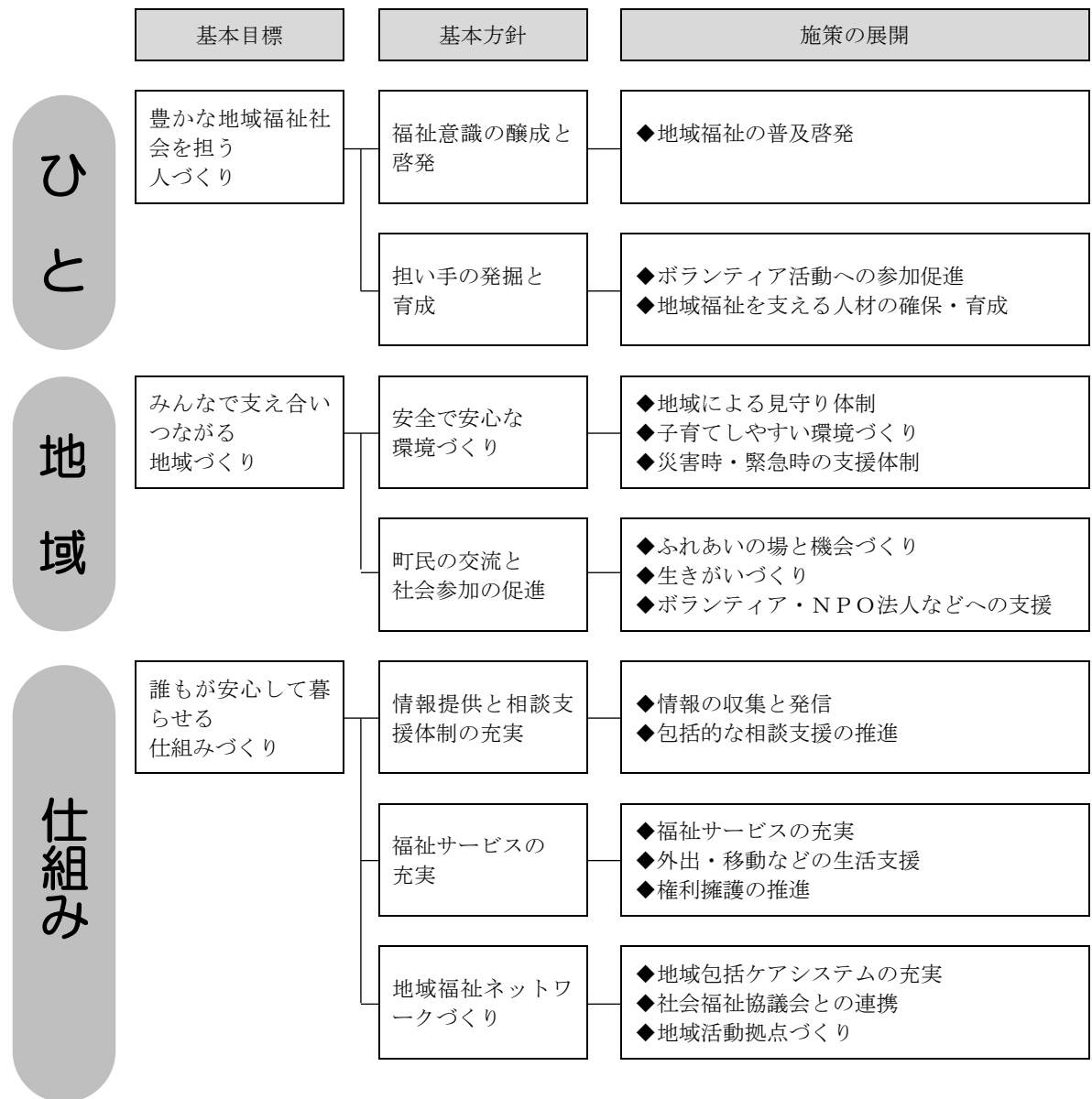
ウイルス感染症禍においても、安心して支え合える社会環境を維持していく必要があります。

感染症拡大防止のために面談や集会ができないときは、不安や恐れを和らげるために、文書等による情報発信や電話を中心とするコミュニケーションのほか、メールやSNSなど利用可能な情報伝達手段を活用していきます。

また、感染による嫌悪・偏見・差別により、日常生活の維持・人同士の信頼関係・社会の繋がりが壊されないようにするために、みんなで感染症とどのように付き合うかを考える必要があります。日常生活での衛生行動や健康の維持、他人への思いやりなどについて正確な情報を提供するとともに、医療介護事業者との連携をはじめ、町民一体となって進める取り組みを目指します。

第4章 計画の推進にあたって

1 施策の体系



2 施策の展開

基本目標 1 豊かな地域福祉社会を担う 人づくり

(1) 福祉意識の醸成と啓発

①地域福祉の普及啓発

現状と課題

高齢者や子ども障がいのある方などすべての人びとが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域でのふれあいやつながり、お互いを認め思いやり尊重しあう意識の醸成が必要ですが、近年、高齢化の進展やライフスタイルの変化などにより、近所づきあいや顔の見える関係性が減少しつつあります。

そのため、普段からのあいさつや声掛け・見守りなどの地域交流の取り組みを推進し、地域で暮らす一人ひとりが、地域のことを自ら考え、地域の課題を共有することが重要であるとともに地域福祉の意義や必要性についての理解が不可欠です。

行政、社会福祉協議会、学校、家庭及び地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、年齢、性別、身体状況、社会的立場などの違いによらず、お互いを認め合い、支え合いの考え方を広める必要があります。

主な取り組み

■地域福祉に関する普及・啓発の推進

地域福祉に関する各種行事やイベント・講演会など、広報誌やホームページなどを通じて普及・啓発を行い町民の地域福祉に関する意識向上を図ります。

■家庭、地域、学校等における福祉教育の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の意義や必要性について、町民の理解と協力が必要となってきます。また、幼少期から助け合い、思いやりの心を持てるよう家庭、地域、学校等における福祉教育を推進します。

■町民全体の心のバリアフリー化

一人ひとりが個人として尊重され、自立した生活ができるよう、町民全体の心のバリアフリー化を目指し、思いやりと支え合いの意識の醸成を図ります。

(2) 担い手の発掘と育成

①ボランティア活動への参加促進

現状と課題

地域における困りごとが多様化し、地域ではちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応し

た多様な担い手が求められています。

本町でも様々なボランティアが行われていますが、活動している方の高齢化やボランティア団体への加入が少ない現状にあります。

誰もが気軽に参加できるようなきっかけや仕組みづくりを検討し、町民の意識向上を図り、ボランティアへの参加を促進します。

主な取り組み

■気軽に活動ができる環境づくり

気軽に楽しく自分のできることを行うことで、誰でも地域の担い手になれます。

福祉教育の推進や、既に行われている地域福祉活動の周知を行いながら、自分ができる範囲で無理なく始めることから取り組める環境づくりを行います。

■社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにおける活動や介護予防ボランティア事業・除雪ボランティア事業など社会福祉協議会と連携しながら様々な活動を支援していきます。

②地域福祉を支える人材の確保と育成

現状と課題

地域福祉を推進するには、「自助」「互助」「共助」「公助」を連携させていくことが必要です。なかでも「互助」や「共助」は、地域福祉活動の大きな役割を担っているため、福祉意識の醸成を行いながら、その活動を担う人材の発掘・確保・育成を継続的に行う必要があります。

また、専門的な福祉人材の確保も課題となっています。

主な取り組み

■民生委員児童委員の活動環境の整備

地域福祉を支える人材として民生委員児童委員の存在は非常に重要です。そのため、負担軽減や活動しやすい環境づくりなどを検討し、担い手の確保を図ります。

■人材の発掘

地域福祉活動に関する情報提供などを行い、活動を行いたい人の発掘を行います。また、既に地域福祉活動を行っている人たちと協力し、「誘い合い」「声かけ」を行い、人材の広がりを促進します。

■専門性の高い福祉人材の確保・育成

高齢化の進展や複合的な生活課題を抱える方が増えていく中では、総合的な視点から問題を整理し地域の課題として地域づくりにつなげられるような人材が必要です。

また、医療や介護・障がい者支援に関わる専門的な人材も不足しています。介護人材の養成などを行いながら、専門的な福祉人材の確保に努めます。

基本目標２ みんなで支え合いつながる 地域づくり

(1) 安全で安心な環境づくり

①地域による見守り体制

現状と課題

高齢夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加や価値観の多様化などを背景として、地域の顔の見える繋がりが減少し、支え合い助け合いなどの互助機能の低下が懸念されています。

地域における多様な課題にきめ細かに対応していくには、その地域の問題を早期に発見し、早期に対応するための仕組みづくりが必要となります。

地域に住んでいる一人ひとりが様々な地域課題を「我がこと」として受け止め、その課題解決を試みることができるような地域共生社会が求められています。

支援が必要な人も地域の担い手という意識が必要です。また、今は支援の受け手であったとしても、支援する側にもなれるのです。

住み慣れた地域で安心した生活を送るために、相互に助け合い、「互助」による見守りと「共助」による見守りの体制を築くことが重要です。

主な取り組み

■地域における支え合い・見守り体制の構築

地域福祉活動の基本である「あいさつ」や「声かけ」が地域での「見守り」や「安否確認」にもなることを認識し、地域住民や事業者、民生委員児童委員、関係機関などと連携を図りながら支え合い・見守り体制の充実を図ります。

■地域ネットワークの充実

小地域ネットワーク活動や自主防災組織の立ち上げなど、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動の支援を図ります。

■認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくことができるように、認知症に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施するとともに、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりに努めます。

②子育てしやすい環境づくり

現状と課題

地域での結びつきの弱まりや核家族化などの背景から、隣近所との付き合いが少なく孤立しがちな子育て世帯の育児への不安感や負担感が増大おり、児童虐待や不登校など、大きな社会問題となっています。

子育てへの不安を解消するため、子育て世帯同士の交流はもとより、気軽に地域の中で、世代を超えた交流をもてるようなふれあいの場や機会の創出が必要です。

また、共働き世帯も増加しており、子育て支援を必要とする家庭が増えてきています。

子育てを支える環境づくりや子どもの健やかな育ちを守る取り組みが必要となっています。

主な取り組み

■地域ぐるみの子育て

地域全体で子育て世帯を支えられるよう、子育てに関する意識啓発と情報提供を行います。また、地域の一員である子どもたちへの「声かけ」「見守り」を推進します。

■ふれあいの場づくり

子育て世帯の不安や孤立感を解消できるように、子育て世帯同士の仲間づくりの場や育児の悩みを気軽に相談できる場などの仕組みや環境を整備します。

■子どもの人権の尊重

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

■子育て支援の充実

子育て支援センターや療育を必要とする子どもや保護者への支援を行う子ども発達支援センターの充実を図ります。

また、安心して子育てと仕事ができるように、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めるとともに仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

③災害時・緊急時の支援体制

現状と課題

災害発生時や発生の恐れがあるときには、上士幌町地域防災計画に基づいて「避難勧告」や「避難指示」がなされます。万一の場合に備えて、まず、自らを守る意識や知識を高めることが大事ですが、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方への情報伝達や安否確認、避難支援が課題となっています。災害時要配慮者（高齢者や障がい者等）の情報収集を行うとともに、災害時要配慮者の中でも特に避難に支援を必要とする避難行動要支援者について平時からの把握に努める必要があります。

また、高齢者や障がい者、妊婦など災害時に援護が必要な人に配慮した福祉避難所等で受け入れられるよう体制の整備が必要です。

主な取り組み

■避難行動要支援者の把握と情報共有

災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整理し、平時から自主防災組織や関係機関と情

報を共有し、災害時の安否確認や避難支援等に対応できるように体制を構築します。

また、避難行動要支援者及びその支援に対する理解を深めるために、地域の関係団体等への普及啓発を推進します。

■自主防災組織への支援

災害などの被害を最小限に抑えるためには、地域の力が必要です。そのためには、地域防災体制の確立が必要です。災害発生に備え、地域住民の自主防災組織化や住民協力による救助・救援活動を支援します。

■福祉避難所の充実

災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設を福祉避難所として指定しています。要配慮者に対して、円滑な情報伝達ができる施設整備などの充実を図ります。

■避難訓練等の実施

上士幌町地域防災計画に基づいて、各関係団体等と連携した訓練を実施します。

※災害時要配慮者登録台帳

大きな災害にみまわれた際、自力で避難することが困難な方の命を守るため、避難誘導や安否確認、救護、断水時の給水などの支援活動を円滑に行うことを目的とした制度です。また、災害時だけでなく、日常において見守りを必要としている方たちを地域で共に助け合う仕組みづくりを目指しています。

※避難行動要支援者

要配慮者の中でも特に避難に支援が必要な方で、次の基準が上士幌町地域防災計画に定められている。

①要介護3以上の認定を受けている者、②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く）、③療育手帳Aを所持する知的障害者、④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するもので単身世帯の者、⑤町の生活支援を受けている難病患者、⑥①から⑤に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

(2) 町民の交流と社会参加の促進

①ふれあいの場と機会づくり

現状と課題

日常生活に不安を感じているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦が増加する中、地域との交流が持てずに社会的に孤立し、閉じこもりがちになるケースが少なくありません。閉じこもりがちになると、精神的にも肉体的にも弱ってしまい、うつ状態や要介護状態になりやすくなります。

このようなことは、高齢者だけではなく、障がいのある人や子育て中の人、介護をする人にも当てはまります。

楽しみと生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らすためには、ふれあいの場や息抜きの場などに参加することが必要です。

町内では、社会福祉協議会が行うサロンや地域サロン、家族介護の会（いっぷくしていく会）ママのホットステーション、お話会「カッコウ」、ボランティア団体など多くの活動が展開されています。誰もが気軽に参加できるよう交流の場の創出や支援が必要です。

主な取り組み

■サロン事業の充実

社会福祉協議会が主体となっている高齢者サロンや地域サロンへの支援を行い、閉じこもりや介護予防へ繋げていきます。

■地域活動支援センターの充実

障がいのある人の社会参加を推進するため、地域活動支援センターを受託しているNPO法人への支援を引き続き行い、自分を活かせる場の創出を行います。

■福祉団体間の連携の促進

各地域サロンやボランティア団体、子育て支援や、障がいのある人の支援団体などがお互いに意見交換・情報共有できるよう、各団体が連携できる機会をつくり、多世代が交流できる取り組みを推進します。

②生きがいづくり

現状と課題

いつまでも楽しく生きがいをもって暮らすことは、生活の質を高めることに繋がります。高齢者も障がいのある人も子育て中の人も含めて、老若男女、誰もが生きがいをもって暮らせるまちづくりが心の豊かさを育み、「温もりのあるまち」を築きます。

老人クラブや各種サークル活動は、同世代の交流のみならず、健康づくりや介護予防活動に

もつながっています。

今後もさまざまな世代が自主的な活動を取り組めるよう支援するとともに、働く場や地域福祉活動ができる場の提供を図ります。

主な取り組み

■社会参加の促進

高齢者や障がいのある人などが、閉じこもりにならないよう、サークル活動やイベントなどへの参加の促進に努めます。また、既に活動を行っている人々と連携し、「誘い合い」や「声かけ」を行い参加しやすい仕組みをつくります。

■自主的活動への支援

老人クラブや各種サークル活動については、社会福祉協議会と連携を図りながら、今後も継続的な支援を行います。

■就労支援の充実

一人ひとりが個人として尊重され、高齢者や障がいのある人、子育て中の人など、誰もが生きがいをもてるような就労の機会を得ることができるよう努めます。

また、個人の豊かな経験と知識が活かされるような活動の場の確保を行います。

③ボランティア・NPO法人などへの支援

現状と課題

地域福祉活動には、行政区やボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など様々な団体が協働で取り組んでいます。地域福祉活動の推進には、町民一人ひとりの役割に加え、関係団体の役割が非常に重要です。

そのため、各団体の活動が継続・発展できるよう支援を行っていく必要があります。

主な取り組み

■地域福祉活動を推進する団体への支援

地域福祉活動を行う団体へ、広報や研修などを通じて活動の周知や啓発を行います。

■研修等の学習機会の提供

高齢者や障がいのある人への支援、子育て支援などに関するものなどさまざまな分野でボランティア活動へのきっかけとなるような研修等の学習機会をつくります。

■ボランティア人材の交流

関係機関と連携しながら、ボランティア実践者の意欲が継続されるために、各分野で活躍する人たちの交流する機会をつくります。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる 仕組みづくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

①情報の収集と発信

現状と課題

地域福祉を担う町民、地域、団体、事業者などの関係機関等が抱える課題や要望などの福祉ニーズをきめ細かく把握するための機会をつくる必要があります。

また、福祉制度は、複雑で多岐にわたっており、どのようなサービスがあるのか、どこで相談していいのかわからない人は少なくありません。自分にとって利用できるサービスは何か、必要なサービスは何かを自らが選択できるようにわかりやすい情報を提供することが重要となります。

主な取り組み

■福祉ニーズの把握

地域福祉を担う町民、地域、団体、事業者などの関係機関等の困りごとなどその実情を把握し、必要な支援を見だし、既存の福祉サービスの拡充や新たなサービスの提供に努めます。また、課題やニーズに対して、関係機関と情報の共有を図りながら、課題解決に向けて互いに連携します。

■わかりやすい情報の提供

「ふくしガイドブック」などを活用したわかりやすい情報の提供、広報誌やHPへの掲載、公共施設等での掲示のみならず、町民が活動する場などで情報提供を行います。また、地域や学校等と連携を図りながら、必要に応じて、説明会や出前講座など直接、説明する機会を設けます。

②包括的な相談支援の推進

現状と課題

町民の生活課題は多岐にわたり、幼児から高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。このような複合的な課題については、福祉分野だけではなく、医療・保健・介護・生活環境・教育など個別の分野を超えた包括的な相談・支援が求められています。

町では、高齢者については「地域ケア会議」、障がい児・者については、「地域自立支援協議会」、虐待や不登校などの児童については、「要保護児童対策地域協議会」、子育て家庭や地域が抱える子育て課題の発掘と解決を図るための「子育て支援検討委員会」を設置しています。また、制度の狭間への支援については、関係各課や関係団体、専門相談機関との連携により、必要な支援の充実を図る必要があります。

また、働きたくても仕事に就くことができない、働いていても収入が少ないなど、生活困窮に直面している人が増加し、生活相談も増加傾向にあります。生活困窮者の中には、単に仕事に就くことができないだけでなく、疾病や障がい、家庭環境などの複合的な課題を抱えている人も多いため、個人の状況に応じた支援が求められます。

主な取り組み

■ 包括的な相談支援体制

関係機関との連携により、相談者が気軽に、安心できる相談体制の構築を図ります。

子育てに関する総合的窓口である子育て支援センターや子どもの発達などの相談に対応する子ども発達支援センター、高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターの相談機能の充実を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう福祉分野にとどまらず、生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備の検討を行います。

■ 地域や民生委員児童委員との連携

地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員や地域住民との連携を図り、抱える問題が深刻化する前に早期発見、早期対応を行います。

■ 専門機関との連携

虐待、暴力などによる相談については、相談者に配慮し、専門相談機関である配偶者暴力相談支援センターと連携します。また、生活困窮者からの相談に対しては、北海道や自立相談支援事業所「とから生活あんしんセンター」などの関係機関と連携し、包括的に対応を図り、相談者の自立支援に向けた取り組みを行います。

生活困窮者自立支援法 [平成 27 年 4 月施行 平成 30 年 10 月改正]

「生活困窮者自立支援法」では、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への自立支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化するとしています。

本町のように福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が実施主体となっているため、町は、生活困窮者支援を通じた地域づくり（就労先の開拓や社会参加の場づくり）と自立相談での関係機関との連携が求められています。

平成 30 年 10 月の改正では、市町村の相談支援の強化・充実が求められています。

(2) 福祉サービスの充実

①福祉サービスの充実

現状と課題

町では、行政や社会福祉法人などによる様々な福祉サービスが提供され、支援を必要とされている方の生活を支える重要な役割を果たしています。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の良いサービスを自らの意思で選択し利用できることが重要です。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの提供体制の確保と充実が求められています。

主な取り組み

■介護予防・健康づくりの推進

健康診断や検診等の促進、福祉・保健・医療・介護の関係機関が連携し、心身の健康づくりや生活習慣病・疾病の予防、介護予防事業を推進するとともに、健康に関する事業の実施を通して、健康に対する理解の促進を行い、健康寿命の延伸を図ります。

■介護サービスの確保・充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、在宅サービス・施設サービスの提供体制を確保します。また、介護する側の家族等が安心して外出できるなど、介護ストレスが軽減できるような支援を図ります。

■障がい者サービスの確保・充実

住み慣れた地域で安心・自立して暮らし続けることができるように、「就労継続支援事業所」を中心に個々人の状態に応じた必要なサービスの提供体制に努めます。

また、主体的に社会の様々な活動に参加できるよう就労支援や環境整備（住居・移動・心のバリアフリー）に努めるとともに、乳幼児期からの早期療育や教育支援を図ります。

■低所得者等への支援

関係団体と連携しながらひとり親家庭の経済的負担の軽減や低所得者が自立した生活を送るために必要な支援を図ります。

②外出・移動などの生活支援

現状と課題

高齢者等の交通弱者にとって、買い物や通院、サークル活動などの社会参加について、移動手段の確保が日常生活上の重要な課題となっています。

町では、平成 19 年度より、「高齢者等福祉バス」を運行し、外出時の移動支援を行っていますが、意見聴取の結果では、高齢者の交通事故の心配や高齢者等福祉バスの不便さが挙げ

られています。ICT※1の活用によるデマンド交通など高齢者等福祉バスの利便性の向上が求められています。また、高齢者の生活を支援する給食や入浴などの三愛介護サービスや除雪費助成を行っています。これらは、介護保険事業とともに重要な公的福祉サービスであり、引き続きサービスの提供を行うとともに、ニーズに合った事業の充実を図ります。

※1 ICT・・・通信技術を活用したコミュニケーション。社会インフラとして新たなイノベーション（技術革新）を生むことが期待されている。

主な取り組み

■効果的な生活支援サービスの提供

三愛介護サービス・除雪ボランティア制度・緊急通報システム・ゴミ出し支援など利用者にとって必要なサービスの提供に努めます。

■外出・移動の支援

買物や通院、サークル活動など生きがいをもって生活を送れるよう、高齢者等福祉バスの利便性の向上を図るため地域住民の意見や要望等を聞きながら、外出・移動の支援を引き続き行います。また、免許返納後の移動支援について検討する必要があります。

■交通安全・防犯対策の推進

交通安全指導員をはじめ関係機関との連携により歩行中や自動車・自転車の運転中の事故を防ぐため、引き続き子どもや高齢者を中心に交通安全教室を開催し交通安全に対する意識の啓発に努めます。また、悪質化する詐欺被害に遭わないように情報発信と相談支援の充実を図ります。

■高齢者等に配慮した環境整備への支援

安全で歩きやすい歩道の整備や、公共施設における段差の解消など、年齢や障がいに関わらず利用しやすいユニバーサルデザインの推進に努めます。

③権利擁護の推進

現状と課題

成年後見制度は、認知症やひとり暮らし高齢者、障がいなどにより、判断能力に不安を抱えている方が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、親族または弁護士等の専門職が後見人となって本人の財産や権利を守るものです。

権利擁護センターにおいて、制度の周知啓発や制度利用及び相談を受け、制度利用が望ましい方を支援します。また、申立の支援や費用の助成、市民後見人※1を養成します。

※1 市民後見人は、家庭裁判所から選任された地域の一般市民で、本人に代わって、財産管理や生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行います。

主な取り組み

■ 権利擁護センター機能の充実

今後も継続して総合的な相談支援ができる体制を確保することと、権利擁護センターを広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関としての位置付けに向けて、成年後見制度利用検討委員会にて協議・検討を行います。

■ 権利擁護、成年後見制度の学ぶ機会の創出

個人の人権が尊重され、地域で安心して自立した生活が送れるように利用者や家族だけではなく、地域全体で権利擁護の考え方や制度などを学べる機会をつくります。

■ 市民後見人の養成

市民後見人養成研修の広域的な共同開催を行うとともに、修了者については法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員としての活動につながるよう支援します。

■ 困難事例への対応

判断能力の低下と身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている等、権利擁護支援が必要な人への支援のあり方について、成年後見制度利用検討委員会にて協議・検討を行います。

(3) 地域福祉ネットワークづくり

① 地域包括ケアシステムの充実

現状と課題

さまざまな福祉ニーズの把握と課題解決には、町民、事業者、行政、専門機関との相互連携が必要です。

これからの地域福祉を推進していくためには、「互助」「共助」の力が必要であり、行政は、それぞれの活動を支援することが必要です。

また、誰もが住み慣れた地域で、自分の能力に応じ自立した生活を送ることができるよう「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」など切れ目なく継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケア」をさらに深化させ、高齢者だけではなく障がいのある方など、生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制を構築し、世代や職種を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

主な取り組み

■ 協働による地域福祉の推進

福祉に限らず医療・介護・民生委員児童委員・ボランティア等の多職種による連携と協働により、様々なニーズの把握を行い、問題解決に取り組みます。町民や事業者、行政が共に

助け合い、支え合う意識のもとネットワークを形成し地域福祉を推進します。

■ 早期発見・早期支援体制の確立

関係機関との連携を強化し、支援が必要な人を早期に発見し、早期に支援できる体制を整えます。

②社会福祉協議会との連携

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法上で地域福祉の推進を図ることを主な目的とし、地域福祉を推進するための事業を企画及び実施、地域福祉活動へ町民が参加のための援助などを実施する団体として位置づけられています。

福祉ニーズが多様化する中、新たな事業展開が求められており、社会福祉協議会が地域のリーダー役となり、地域住民や福祉関係者と一層の連携を図り、地域福祉の推進が求められています。

主な取り組み

■ 社会福祉協議会との協働

福祉に関係するボランティア団体、事業者等の各関係機関との連絡調整などを社会福祉協議会と協働して行い、関係機関が実施する事業活動への支援、各種福祉サービスの円滑な推進に努めます。

■ 社会福祉協議会への支援

地域における公益的な取り組みや地域に暮らす住民を支えるための、福祉ニーズに合わせた取り組みを支援します。

③地域活動拠点づくり

現状と課題

地域活動の活発化を図り、助け合い、支え合いの地域力を高めるためには、地域で情報交換や交流できる活動拠点が必要となります。現在、コミュニティセンターの利用はもとより、生涯学習センター、認定こども園併設の地域サロン、社会福祉法人 上士幌福寿協会の地域交流スペース「こでまり」、(株)生涯活躍のまちかみしほろの「h a r e t a (ハレタ)」などがあり、世代間交流や地域交流の場として利用されています。

主な取り組み

■ 交流拠点の充実

交流拠点は、地域活動や地域交流の場として、重要な役割を果たしており、世代間の交流と

合わせて、日常のコミュニケーションができる魅力と活気があふれる場所である必要があります。今後も生涯学習センターを核として、町民が元気になる交流拠点づくりを推進します。

3 計画の進行管理

この計画を総合的に推進するため、計画に基づく事業の進捗状況を確認し、町民全体にきめ細かなサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図りながら計画を推進します。

また、地域における支え合いなどの地域福祉活動に関する町民意識や活動状況の把握に努め、適切な評価や計画の推進と進捗状況について検証し、必要に応じて見直しを行います。

資 料

1 第4期上士幌町地域福祉計画の策定経過

(1) 第4期上士幌町福祉計画策定委員会

第1回 令和2年7月27日(月)

▶第4期上士幌町地域福祉計画の概要について

第2回 令和2年12月4日(金)

▶第4期上士幌町地域福祉計画(素案)について

第3回 令和3年2月8日(月)

▶第4期上士幌町地域福祉計画(案)について

(2) 意見聴取

令和2年9月11日(金)	上音更老人クラブ	書面提出
9月18日(金)	介護する家族の会	役場町民相談室
9月25日(金)	知的障がい者相談員	柏川相談員宅
10月1日(木)	東居辺老人クラブ	役場町民相談室
10月2日(金)	上士幌町社会福祉協議会	書面提出
10月9日(金)	老健かみしほろ	老健かみしほろ相談室
10月15日(木)	お話し会「カッコウ」	役場A会議室
10月17日(土)	地域サロン(ゆうゆう会)	南地区集会所
10月20日(火)	地域サロン(くるみの会)	東地区集会所
10月21日(水)	NPO法人サポートセンター白樺	NPO法人サポートセンター白樺事務室
10月22日(木)	上士幌町商工会	書面提出
	上士幌町民生委員児童委員	ふれあいプラザ研修室
10月29日(木)	北居辺寿老人クラブ	高杉会長宅
	北門老人クラブ	泉田会長宅
	上士幌老人クラブこぶし会	増田会長宅
	上士幌老人クラブ寿会	堂畑会長宅
10月30日(金)	上士幌さわやか老人会	松井会長宅
	ボランティアみどり会	書面提出
11月2日(月)	萩ヶ岡老人クラブ	金野会長宅
	勢多老人クラブ	役場B会議室

11月4日(水)	社会教育委員の会議	わか会議室2A
令和2年12月25日(金)	素案に対する町民意見公募	役場保健福祉課・ふれあいプラ
～令和3年1月15日(金)	(パブリックコメント)	ザ・生涯学習センターわか

(3) 地域福祉計画・地域実践計画団体意見聴取結果(別添)

2 第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱

第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき上士幌町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「第4期上士幌町地域福祉計画」（以下「計画」という。）策定を目的として、第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は上士幌町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉等の関係者、職見を有する者などから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

3 第4期上士幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿

役職名	氏名	所属団体名	備考
委員長	遠山 昇	上士幌町老人クラブ連合会	会長
副委員長	佐藤 美加代	社会教育委員の会議	委員長
委員	砂金正 幸	身体障がい者相談員	
〃	老月 公輝	市街地区行政区長連絡協議会	4区行政区長
〃	大友 禮子	上士幌町社会福祉協議会	理事
〃	柏川 秀明	知的障がい者相談員	
〃	賀陽 龍司	社会福祉法人上士幌福寿協会	常務理事
〃	小池 宏紀	NPO 法人サポートセンター白樺	事務局長
〃	佐藤 佳邦	上士幌町商工会	理事
〃	塩澤 尚弘	上士幌町地域包括支援センター	センター長
〃	長屋 晴夫	上士幌町民生委員児童委員協議会	副会長
〃	西垣 昌弘	社会医療法人 北斗	老健かみしほ ろ相談室主任
〃	松浦 静子	お話会「カッコウ」	会計
〃	矢戸 静恵	家族介護 いっぷくしていく会	

※敬称略・50音順

第 4 期 上 士 幌 町 地 域 福 祉 計 画

令 和 3 年 3 月

発 行 上士幌町

編 集 上士幌町保健福祉課

〒080-1492 河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

T E L 01564-2-2111 <代表>

F A X 01564-2-4637

E-m a i l hokenfukushika@town.kamishihoro.hokkaido.jp